

議案第62号

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年9月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、旅館業法の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例（平成26年大口町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「公用の施設」を「公用施設」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧													
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）													
区分	金額	区分	金額												
派遣職員が公用施設又はこれに準ずる施設を利用して滞在した場合	日額 3,970円	派遣職員が公用施設又はこれに準ずる施設を利用して滞在した場合	日額 3,970円												
派遣職員がその他の施設を利用して滞在した場合	<table border="1"> <tr> <td>滞在した期間が30日以内のとき</td> <td>日額 6,620円</td> </tr> <tr> <td>滞在した期間が30日を超え60日以内のとき</td> <td>日額 5,870円</td> </tr> <tr> <td>滞在した期間が60日を超えるとき</td> <td>日額 5,140円</td> </tr> </table>	滞在した期間が30日以内のとき	日額 6,620円	滞在した期間が30日を超え60日以内のとき	日額 5,870円	滞在した期間が60日を超えるとき	日額 5,140円	派遣職員がその他の施設を利用して滞在した場合	<table border="1"> <tr> <td>滞在した期間が30日以内のとき</td> <td>日額 6,620円</td> </tr> <tr> <td>滞在した期間が30日を超え60日以内のとき</td> <td>日額 5,870円</td> </tr> <tr> <td>滞在した期間が60日を超えるとき</td> <td>日額 5,140円</td> </tr> </table>	滞在した期間が30日以内のとき	日額 6,620円	滞在した期間が30日を超え60日以内のとき	日額 5,870円	滞在した期間が60日を超えるとき	日額 5,140円
滞在した期間が30日以内のとき	日額 6,620円														
滞在した期間が30日を超え60日以内のとき	日額 5,870円														
滞在した期間が60日を超えるとき	日額 5,140円														
滞在した期間が30日以内のとき	日額 6,620円														
滞在した期間が30日を超え60日以内のとき	日額 5,870円														
滞在した期間が60日を超えるとき	日額 5,140円														
備考		備考													
<p>1 この表において「<u>公用施設</u>又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の施設以外の施設をいう。</p> <p>2 略</p>		<p>1 この表において「<u>公用の施設</u>又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する<u>ホテル営業又は旅館営業</u>の施設以外の施設をいう。</p> <p>2 略</p>													